許可番号　０３１０１０００６１８

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　兵庫県尼崎市東海岸町１番地の４
氏　　名　　浜田化学株式会社
　　代表取締役　岡野　嘉男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事　　平井　伸治

許可の年月日　　令和６年１２月２１日
許可の有効年月日　　令和１１年１２月２０日

１．事業の範囲
別紙のとおり

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和７年１月１７日　更新許可及び変更許可（品目の追加（燃え殻、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鉱さい、家畜のふん尿、家畜の死体、ばいじん、政令 13 号廃棄物））
令和８年４月２０日　変更届（代表者の変更）

５．積替え許可の有無
鳥取市　　有　・　無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　有　・　無

別紙

1．事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	燃え殻	―
(2)	汚泥	―
(3)	廃油	―
(4)	廃酸	―
(5)	廃アルカリ	―
(6)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	―
(7)	紙くず	―
(8)	木くず	―
(9)	繊維くず	―
(10)	動植物性残さ	―
(11)	ゴムくず	―
(12)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	―
(13)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	―
(14)	鉱さい	―
(15)	がれき類	―
(16)	家畜のふん尿	―
(17)	家畜の死体	―
(18)	ばいじん	―
(19)	政令 13 号廃棄物	―

・以上１９品目、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
・(2)、(6)、(13)及び(15)にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
・(2)、(6)、(12)及び(13)にあっては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。
・(1)、(2)、(4)、(5)、(14)及び(18)にあっては水銀含有ばいじん等であるものを含む。

（備考）
・「ー」は積替え保管ができないものを示す。
・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。